明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○公認心理師法（六八）　七
○労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律（六九）　八
〔政　令〕
○電波法施行令の一部を改正する政令（三二五）　九
○政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（三二六）　九
〔省　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（総務七六）　九
○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三九）　二〇
〔告　示〕
○国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件（厚生労働三七七）　二〇
○国立公園の公園事業を決定する件（環境一一一）　二三
○国立公園の公園事業を廃止する件（同一一二）　二三
○国立公園の公園事業を変更する件（同一一三）　二三
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等　平成二十六事業年度（独立行政法人勤労者退職金共済機構・独立行政法人中小企業基盤整備機構）、税理士登録者・証票無効・登録抹消関係　二五
会社その他　会社決算公告　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇公認心理師法（法律第六八号）（文部科学省、厚生労働省）

1　目的

この法律は、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において「公認心理師」とは、5の㈠の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいうこととした。（第二条関係）

㈠　心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。

㈡　心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

㈢　心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

㈣　心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

3　欠格事由

次のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができないこととした。（第三条関係）

㈠　成年被後見人又は被保佐人

㈡　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

㈢　この法律の規定その他保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

㈣　5の㈠の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

4　試験

㈠　公認心理師試験（以下「試験」という。）に合格した者は、公認心理師となる資格を有することとした。（第四条関係）

㈡　試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について行うこととし、毎年一回以上、文部科学大臣及び厚生労働大臣が行うこととした。（第五条及び第六条関係）

㈢　試験は、次のいずれかに該当する者でなければ、受けることができないこととした。（第七条関係）

(1)　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者

(2)　学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上2の㈠から㈢までに掲げる行為の業務に従事したもの

(3)　文部科学大臣及び厚生労働大臣が(1)及び(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

㈣　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験の実施に関する事務を行わせることができるものとするほか、試験に関し所要の規定を置くこととした。（第八条～第二七条関係）

5　登録

㈠　公認心理師となる資格を有する者が公認心理師となるには、公認心理師登録簿に、氏名、生年月日等の登録を受けなければならないこととした。（第二八条関係）

㈡　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その指定する者に公認心理師の登録の実施に関する事務を行わせることができるものとするほか、登録に関し所要の規定を置くこととした。（第二九条～第三九条関係）